

国立大学法人大阪大学の作成する就業規則の種類及びその適用者に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)が作成する就業規則の種類及びその適用を受ける者について定めることを目的とする。

(就業規則の種類及び適用者)

第2条 大学が作成する就業規則の種類及びその適用を受ける教職員の名称等は、次表のとおりとする。

就業規則の種類	就業規則(左欄)の適用を受ける教職員の名称等
国立大学法人大阪大学 教職員就業規則	教員、研究員、事務職員、技術職員、技術職員(医療)、技術職員(看護)、技能職員、教務職員、シニア事務職員、シニア技術職員、シニア技術職員(医療)、シニア技術職員(看護)、シニア技能職員
国立大学法人大阪大学 任期付教職員就業規則	教員、研究員、事務職員、技術職員、技術職員(医療)、技術職員(看護)、技能職員、教務職員、シニア事務職員、シニア技術職員、シニア技術職員(医療)、シニア技術職員(看護)、シニア技能職員
国立大学法人大阪大学 任期付嘱託職員等就業規則	嘱託職員、特例嘱託職員
国立大学法人大阪大学 非常勤職員(短時間勤務職員)就業規則	事務補佐員、技術補佐員、医療技術補佐員、看護技術補佐員、技能補佐員、用務補佐員、教務補佐員
国立大学法人大阪大学 非常勤職員(定時教育研究等職員)就業規則	医員、医員(臨床研修)
国立大学法人大阪大学 非常勤職員(短時間教育研究等職員)就業規則	特任教員、特任研究員、医員、医員(臨床研修)
国立大学法人大阪大学 非常勤講師就業規則	非常勤講師

附 則
(施行期日等)

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則
この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則
この改正は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則
この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、令和7年4月1日から施行する。